

強みアドバイザー養成講座 開催概要

強みエキスパート養成講座のすべてのカリキュラムを修了し、試験に合格することで、当協会から「強みエキスパート」の資格を発行します。この資格を保有する方は「強みアドバイザー養成講座」を自身で開催することができます。

- ・強みアドバイザー養成講座の受講者は、当協会の「強み習得講座」を修了した方のみとなります。
- ・ご自身で講座を開講する際は、必ず受講者に受講料として当協会が主催にて開催する受講料と同一金額の 税込 77,000 円/人をご請求ください。また、受講料の 20% (税込 15,400 円/人) をロイヤリティとして当協会にお納めください。(ロイヤリティには、プログラム・テキスト使用料、事務作業料等を含みます。) 講師が在籍する企業の中で実施する際も、ロイヤリティを受講者の人数分をお納めください。
- ・当協会が提供するツールやワークを使用してください。(M 式強み診断含む)
- ・講座の形式は、1 日目はオンラインまたは対面、2 日目は対面のみ (オンライン不可) となります。
- ・最少催行人数や上限人数は設けておりません。
- ・講座開講前・開講後に、詳細について当協会にご報告ください。開講の詳細については、別途当協会が定める「開催要項」を遵守してください。
- ・すべてのカリキュラム修了後、当協会が実施する試験に合格することで「強みアドバイザー」の資格を得ることができます。試験のスケジュールなど詳細については別途お知らせします。
- ・強みアドバイザー養成講座を 5 年以上開催していない場合、事前に当協会にてスーパーバイズ (有料) を受けてください。

- ・集客や申込み希望者・受講生との連絡、支払い等は、全てご自身にてご対応をお願いします。
- ・強みエキスパート資格保有者ご希望の方は、当協会の Web サイト（講師紹介ページ）に掲載が可能です。自身で開催する講座の案内等もそちらに掲載が可能です。
規約に反する行為が発覚した場合や資格更新を行わない場合は、資格停止とさせていただきます、Web サイトから削除させていただきます。

初めての開講など不安などがある場合は、当協会にてサポートいたしますので、いつでもお問合わせください。

また、当協会が開催する強みアドバイザー養成講座にオブザーバーとして参加も可能です。

一般社団法人 メンタルタフネス協会

■お問合わせフォーム

<https://mental-toughness.or.jp/contact/>

SMT 認定 強みアドバイザー 規約

第1条（目的）

1. 一般社団法人メンタルタフネス協会（以下、当協会という）はメンタルタフネス及び強みの普及を目指し、「SMT 認定 強みアドバイザー」を設け、「SMT 認定 強みアドバイザー規約」（以下、本規約という）を定める。

第2条（名称）

1. 正式名称は「SMT 認定 強みアドバイザー」とする。

第3条（権利）

1. SMT 認定 強みアドバイザー登録することにより、以下の権利が付与される。
 - (1) 「SMT 認定 強みアドバイザー」の呼称を使用できる。
 - (2) SMT 認定 強みアドバイザーとしての質を再確認&向上させるため、当協会が提供する更新プログラム（勉強会や強みカフェ等）に無料にて参加できる。
 - (3) 「強み体感ワーク」を実施できる。
 - (4) 「M式強み診断」で扱う強みについてのアドバイスができる。
 - (5) 当協会から協会活動や研修情報等の提供を受けることができる。

第4条（登録料）

1. 登録料は、5,000 円+税とする。また、登録有効期限は認定試験合格後1年間とする。

第5条（更新料）

1. 更新料は 10,000 円+税/回とする。ただし、初回更新日までは無料。

第6条（有効期限・更新条件）

1. 資格の有効期限は新規登録日又は更新日より2年間とし、2年ごとに資格の更新を必要とする。更新条件は特に無いが、SMT 認定 強みアドバイザーとしての質を再確認&向上させるため、当協会が提供する更新プログラム（勉強会や強みカフェ等）の参加が望ましい。

第7条（尊守事項）

1. SMT 認定 強みアドバイザーは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 家庭、職場、学校等において、メンタルタフネス及び強みを普及させ、あらゆる人の幸せの実現に務める。

- (2) クライアントとの守秘義務を守る。
- (3) 継続的なスキル向上をする。
- (4) 当協会及び価値を損ねる行為、または当協会及び他の認定者への迷惑行為を慎む。

第8条（認定の取消）

1. 次に掲げるいずれかの事由に該当した場合には、当協会は認定の取消を行うことができる。取消されたものは直ちに認定者としての活動を停止しなければならない。その場合、受領済みの費用は一切返金しない。
 - (1) 本規約・当協会のサービス規約又は法令に違反した場合
 - (2) 当協会の保有する著作権、商標権その他の知的財産権を侵害した場合
 - (3) 当協会に伝えた情報に虚偽の内容がある場合
 - (4) 当協会及び他の認定者の事業活動を妨害する等により、当協会及び他の認定者の事業活動に悪影響を及ぼした場合

附 則

この規約は2018年8月31日より施行する。

2024年3月19日 一部改正